



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

## 法人税率の引下げと財源探し

皆様ご存じの通り、法人税率の段階的引き下げが決定しました。政府は法人税率20%台を目標にしていますが、財務省が見返りの財源を求めて抵抗しているようです。その財源として挙げられているのが、下記の項目になります。

- ・租税特別措置  
期限の定めのある特別措置は、期限到来時に廃止。期限の定めのない特別措置は、期限を定める。
- ・欠損金の繰越控除  
現行の控除上限額80%を引き下げるとともに、繰越控除期間を延長する。
- ・受取配当の益金不算入  
益金不算入の対象となる配当の範囲や、益金不算入の割合を見直す。
- ・減価償却制度  
IFRSと同様に定率法を廃止し、定額法に一本化する。
- ・中小法人の特例

所得金額のうち800万円以下の金額に適用される軽減税率15%を見直す。また、資本金1億円以下の法人を中小企業とする範囲についても見直す。

その他、パチンコ税や、携帯電話税の導入など奇策も出ているようです。現時点では、決定した改正事項はありませんが、なにかしらの大幅な改正が見込まれています。特に中小企業に対する税制改正があるとされていますので、今後の動向を細かくチェックしていく必要があります。

## 節税+特産品がもらえるお得な制度！

サラリーマンの人でも簡単に節税ができ、さらに特産品までもらえるお得な制度に「ふるさと納税」があります。ふるさと納税とは新たに税を納めるものではなくいわゆる寄付金のことです。出身地以外でも「お世話になったふるさと」や「これから応援したいふるさと」など、各自が想う“ふるさと”を自由に選び地方公共団体（都道府県・市区町村）に寄付をするという制度です。2千円を超える寄付を行ったときに所得税と住民税から一定額の控除が受けられます。たとえば、2万円寄付すれば1万8千円分の所得税と住民税が戻ってくるという仕組みです。総務省のホームページにふるさと納税に関する情報が記載されているのでチェックしてみましょう。内容を確認し支援したい自治体やほしい特産品が見つかったらその自治体にふるさと納税の申し込みをします。申し込みはメール、FAX、電話などさまざまな方法があるので各自治体のホームページなどで確認してみてください。申し込み後、自治体からふるさと納税に必要な書類などが送られてくるのでそれらをそろえて寄付します。クレジットカード払いで納付できる自治体もあるので、寄付する先の自治体でどのような支払方法が選べるのかチェックしておくとも良いかと思います。寄付が完了すると自治体から特産品と領収書類などの証明書が送られてきます。この証明書が確定申告で控除を受ける際に必要となります。自治体の中にはお得感のある特産品を用意しているところがたくさんあります。たとえば、新潟県新潟市では日本酒の「越乃寒梅」がもらえます。お酒以外にも、愛知県小牧市の名古屋コーチン鍋セットや鹿児島県垂水市の豚肉セットなどの肉、神奈川県三浦市のまぐろや静岡県沼津市のひものといった海産物など、もらえる特産品は全国さまざまです。

節税ができるうえに特産品がもらえるお得な制度ですが、まだまだその認知度は低いようです。今後多くの人々が少しでも得ることができるように世間の認知度が上がることを期待したいです。